

## 建築計画概要書作成上の留意点

長野県建設部建築住宅課

令和4年10月

建築基準法施行規則第11条の3第2項の規定により、建築計画概要書は、当該建築物が滅失又は除却されるまで、長期にわたり保存され、**一般の方の閲覧に供し、建築物の情報を提供する重要な書類**です。確認申請書及び設計図書の記載事項と整合し、誤記や記入漏れがないようにしてください。

### ■ 各面共通関係

- ・記入事項を訂正する場合は、訂正印、修正テープ等は使用せず、訂正したものを提出してください。印影は個人情報ですので、建築計画概要書への押印はしないでください。
- ・建築基準法、建築基準関係規定及び第三号様式（建築計画概要書）に関係ない内容や、個人情報等の内容で必要ないものは記入しないでください。
- ・環境保全、閲覧に供することを考慮し、付近見取図と配置図を別紙とする場合を含め A4 サイズ、両面印刷での提出にご協力ください。

### ■ 第一面関係

#### 【1.建築主】

- ・電話番号は記入しないでください。  
第二号様式（建築確認申請書様式）第二面の写しを使用する場合は電話番号欄を削除してください。

#### 【7.備考】

- ・建築物の名称又は工事名が定まっている場合は記入してください。ただし、「〇〇様邸新築工事」のように個人名が工事名の一部となる場合で建築主以外の個人名の場合は、記入しないでください。

### ■ 第三面関係

- ・第三面に図面等を貼付する場合は割印をせず、貼付したものの写しを提出してください。

#### 【付近見取図】

- ・住宅地図等を使用する場合は居住者名（表札名）を表示しないこととし、著作権法上、問題のないものとしてください。（出典及び編集・加工等を行った内容を記載した国土地理院の地図を利用等）

#### 【配置図】

- ・建築物内部の間取り等は、個人情報・防犯等の観点からも表示しないでください。
- ・印影のほか申請者、設計者、工事監理者等関係者以外の氏名及び個人を特定できる情報は記入しないでください。

※本案内は、建築計画概要書を閲覧に供すにあたり、個人情報等の観点から作成時に留意すべき事項を記載しています。その他、様式下部の（注意）等に留意の上作成をお願いします。